高濃度PCB廃棄物の保管量について

PCB特措法により処分期限が定められている高濃度PCB廃棄物の保管量について、令和6年3月末現在の状況を取りまとめましたので、お知らせします(詳細は別紙のとおり)。

1 安定器・汚染物等(処分期限:令和5年3月末)

(1) 保管数量

・安定器等 168台(令和5年12月末から78台の減)

・汚染物等 0kg (令和5年12月末と同じ)

(2) 保管事業場数

25事業場 (令和5年12月末から6事業場の減)

2 トランス・コンデンサ等(処分期限:令和4年3月末)

(1) 保管数量

・トランス、コンデンサ等 4台(令和5年12月末から1台の減)

PCB油 0kg (令和5年12月末と同じ)

(2) 保管事業場数

4事業場 (令和5年12月末から1事業場の減)

【参 考】

- ・PCB (ポリ塩化ビフェニル) は、主に電気機器用の絶縁油、工業用の熱媒体などに使用されていた。昭和43年にPCBを原因とする食中毒事件(カネミ油症事件)が発生し、昭和47年に製造が中止された。
- ・PCB廃棄物については、PCB特措法の規定により処分期限が定められており、PCB廃棄物の処分方法やPCBを含んでいるか否かの確認方法等については、県の各地方振興局や各中核市の産業廃棄物担当課で相談を受け付けている。

【PCB廃棄物の処分期限】

高濃度PCB	トランス・コンデンサ等	令和4年3月末	
廃棄物	安定器等	令和5年3月末	
低濃度PCB		令和9年3月末	
廃棄物	_		

- ・高濃度PCB廃棄物: 5,000mg/kg (0.5%) 超のPCBを含むもの
- ・低濃度PCB廃棄物: 0.5mg/kg 超 ~ 5,000mg/kg (0.5%) 以下のPCBを含むもの

別紙

高濃度 P C B 廃棄物の保管数量について(令和6年3月末現在)

1 安定器・汚染物等の保管状況(処分期限:令和5年3月末)

〇 機器別保管状況(前回との比較)

区分	令和6年3月末	令和5年12月末	前回からの増減
安定器等(台)	1 6 8	2 4 6	△ 7 8 *1
汚染物等(kg)	0	0	0 * 2
事業場数	2 5	3 1	△ 6 * 3

※1:133台が処分され、新たに55台の保管が判明。

※2:増加、減少なし。

※3:16事業場で処分が完了し、新たに10事業場での保管が判明。

〇 所管別保管状況

所管		安定器等 (台)	汚染物等 (kg)	事業場数	
	福島県	4 0	0	1 7	
	県北	2	0	2	
	県中	8	0	2	
	県南	1 4	0	3	
	会津	6	0	6	
	南会津	0	0	0	
	相双	1 0	0	4	
	福島市	8 7	0	2	
	郡山市	3 7	0	3	
	いわき市	4	0	3	
	合計	1 6 8	0	2 5	

2 トランス・コンデンサ等の保管状況(処分期限:令和4年3月末)

〇 機器別保管状況(前回との比較)

区分		令和6年3月末	令和6年3月末 令和5年12月末	
機器(台)		4	5	△ 1 ^{※ 4}
	トランス	0	0	0
	コンデンサ	4	5	\triangle 1
	その他機器	0	0	0
Р	CB油 (kg)	0	0	0 * 5
事業場数		4	5	△ 1 ^{※ 6}

※4:2台が処分され、新たに1台の保管が判明。

※5:増加、減少なし。

※6:2事業場で処分が完了し、新たに1事業場での保管が判明。

〇 所管別保管状況

所管		機器				РСВ油	車光扫粉
		(台)	トランス	コンデンサ	その他機器	(kg)	事業場数
	福島県	4	0	4	0	0	4
	県北	3	0	3	0	0	3
	県中	1	О	1	0	0	1
	県南	О	О	0	0	0	О
	会津	0	0	0	0	0	0
	南会津	О	О	0	0	0	О
	相双	0	0	0	0	0	О
	福島市	0	0	0	0	0	0
	郡山市	0	0	0	0	0	0
	いわき市	0	0	0	0	0	0
	合計	4	0	4	0	0	4